



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4( 93   外務省外交史料館レファレンス番号 : H222063 )
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440   CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



極 秘

無 期 限

8 部の内  
4号

施政権返還に伴う沖縄基地の地位について

昭和42.7.25  
北 米 局 長

1 沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、施政権返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取極めをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。

2 沖縄の軍事基地は、米国の施政権にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(a) 基地使用の目的は、日本の防衛及び極東

七三三の下のハミの下の資料

の平和と安全に寄与するために限られる。

(b) 在沖米軍に関する問題はすべて一般前協議の対象となる。

(2) 事前協議条項上の制約

下記の上項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(1) 核弾頭の新設及び中長距離ミサイル発射基地の建設。

(2) 戦闘作戦行動のための基地使用。

(3) 大規模の配備の変更。

(3) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及び労務の調達、刑事及び民事裁判権管轄等分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合、通常課される制約に限ることとなる。

3 以上の諸制約のうち、極東における抑止力としての機能に直接関連するものは2(a)の(1)及び(2)、すなわち、核弾頭の新設及び中長距離ミサイル発射基地の建設、及び戦闘作戦行動のた

めの基地使用であり、爾余の諸制約は、わが方が条約協定上の約束を完全に果たす以上は、米側としても受諾すべき性質のものであると認められる。

4 わが国が米軍に期待するところは、極東において抑止力として存在であることであり、問題はその一環として沖縄における米軍基地の地位はいかにあるべきかという点である。専ら軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要とするかの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが、施政権返還問題の核心なりとの態度にでてくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずと見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、前記2(2)の(イ)(ロ)についてわが方としての腹案がなければならぬ。

5 上記2点に関してわが方は下記の態度をとるべきものとする。

(イ) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイルの発射基地の建設は事前協議の対象とする。

(ロ) 核弾頭の持込みはわが国の現状よりみて最も困難な問題である反面、米軍が常時これを沖縄に配置しおく必要はないと思われる。よつて、これを事前協議の対象とするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭については別途考慮する。

(ハ) 核弾頭搭載の艦船、航空機の出入は容認する。

(ニ) 現存のミサイル発射基地存続は容認する。

(ホ) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦線への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範ちゆうに属

し、また極東地域に局地戦闘が突発した場合  
沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは  
抑止力としてきわめて重要な要素であると認  
められる。

この種の基地使用を容認することは、極東  
の平和と安定維持のためわが方としてそれだ  
け政治的責任を引受けることとなり、米側は  
従来の経緯よりわが方の態度に多分に危う  
念を抱いているところであるが、わが方とし  
ては、抑止力維持の見地よりこの種の基地使  
用を認める必要があると思われる。

6 施政権返還後の米軍の地位についていかなる  
取極めがきよとも、返還により沖縄の地位  
は全体として正常化し、改善されるのであるか  
ら、沖縄側はこれを受容れるであるが、内地  
の米軍基地と異なる地位の基地を存続させると  
きは、従来の施政権返還運動は直ちに米軍基地  
を「内地並み」とすべしとの運動にとつて代え  
られることは明らかである。沖縄の現状打開の  
ためには、極東における沖縄の軍事的役割りに

かんがみて、わが方としては相当な政治的責任  
を引受ける用意がなければならぬが、要はわ  
が国の防衛姿勢の問題であつて、(1)極東及び日  
本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」  
ではありえないこと、(2)安保条約、地位協定上  
の約束は完全に履行すること、(3)沖縄返還に伴  
うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維  
持について遠慮なからしめること、等の諸点に  
ついて政府として十分の準備と見通しを持ち、  
いかなる取極めを行なうにしても、今が極東  
の情勢が變つて基地の「内地並み」を許す時期  
が到来するまで、安定した持続性あるものとし  
なければならぬ。